

資料5

番号	質問の対象項目	質問	回答
1	業務要求水準書P4 (12)	・保護者の保護の観点ももちろん必要ですが、現在の全国的な教育現場・子育て環境において生じている問題に鑑みると、かえで児童クラブ側の保護も誓約書に記載する必要があると思いますがいかがでしょうか？双方が互いを尊重できる誓約書の作成を求めるように記載内容の変更を検討する必要があるように思いました。	・児童を預けるという業務の性格上、預かる方が強い立場となるため、預ける側(保護者)への配慮を要求した項目となっております。 また、かえで児童クラブが保護者に示す条件については、入所条件(募集案内)等で示されており、現状では保護者に誓約書の提出を求めておりません。
2			
3			
4			
5			

番号	質問の対象項目	質問	回答
1	別紙2 役員名簿	平成31年以降に大幅な役員の変更の可能性はありますか？また、交代する場合はどのようなプロセスで役員が決定するのでしょうか？	現在の所、大幅な交代はないと考えております。 父母会の会長顧問が理事になることになっているので、父母会の会長顧問が1年任期であるために多少の交代はあります。交代については、退任の意向が本人から伝えられる、NPOの事情で交代が必要などの事情が生じた時に、理事会で協議して後任を決め、4月の総会にて交代の承認を得る形で交代します。
2	事業計画P3 4.放課後児童健全育成事業の実施(2)保護者に対する子育て支援	毎月第1土曜日に開催している父母会の出席状況について教えてください(出席率などを提示してもらえればと思います)	父母会の出席率は、父母会当日の家庭の都合もありますが、父母会中の保育もあるので、毎月6割の保護者が出席しております、指導員からの保育報告を受けたり、父母会は、1家庭1役の係があるので、交流をしながら活動しております。常勤指導員も参加しています。
3	事業計画P3 4.放課後児童健全育成事業の実施(2)保護者に対する子育て支援	「困難を抱える家庭への指導」とあるが、具体的にどのような指導を行っているのでしょうか。業務上の負担がどの程度か把握したいと思っています。	発達面で障がいを持っている子、そういう傾向を持っている子、パニックを起こす、情緒不安定、人とのコミュニケーションが苦手なお子さんについては、特別支援学校の先生にご相談したり、研修を受けるなどして支援にあたっています。虐待、ネグレクト等がうかがえる家庭に対しては見守り、お子さんの成長などを伝えていき、福祉課にご相談をします。経済面での援助が必要な家庭には、保育料免除申請について説明し、学童に通えるように支援しています。迎えが遅くなる、来れない等については、ファミリーサポートセンター事業についてご紹介をします。異年齢集団に馴染めない等は、父母会懇談会等で様子をお話ししながら、指導員、父母さん達と子育て交流をしています。お迎えの時にその日の様子を伝え、場合によっては個人面談を行うこともあり、問題解決を図ります。また、子ども達と話合い、解決策を模索します。指導員は記録をとり、検討・共有し、指導に臨んでいます。取り組みによる変化があれば、子どもの様子を父母さんに伝え、共に考えていきます。
4	事業計画P5 5.町民の声の反映(1) 町民の要望に対する方策	要望に応える姿勢は非常に高く評価することができると思いますが、記載されている対応を実施することによって生じた弊害などはありませんか。	それまでの6時30分の閉所時刻では、父母のお迎えが間に合わないとして、退所してしまうケースが年に数件ありましたが、7時まで延長したことにより、退所せずに学童で過ごすことができるように家族を支援することができました。弊害としては、町の人件費の換算がギリギリで算出されているために余裕がないことと、職員の勤務態勢を、できるだけ人権費を上昇させずに組むために、勤務シフトが複雑になることです。常勤職員の勤務時間が30分ずれたことにより、職員間の話し合いの時間が従来よりも少なくなってしまうとあります。
5	別紙4.収支計画書平成31年以降	収入にある保育料の内訳に記載されている53名の算出根拠を教えてください。	53名の算出根拠は、平成30年度の実績人数(平成30年4月現在の在籍日数63人から要保護家庭・保育料補助が必要な9人を引いた52人)を基礎に、平成28年度から30年度の当クラブの在籍児童数の推移と、国納保育園の在籍幼児数、今後須賀小学校の入学児童数の予測(1学年50人台)なども勘案してから、予想しました。しかし、要保護家庭においては流動性があり、予想通りにいかないこともあります。
6	事業計画書P4 5.町民の要望に対する方策(2)の3点目	学童保育の運営にあたっては、地域との連携・協働も求められてきます。事業計画書においては、「地域住民の理解を図る取組を行う。」とありますが、どのような取組を予定していますか。	学童の存在を広くお知らせ・理解していただくために、毎年、学童まつり開催にあたり、広報みやしろに掲載、公共施設や近隣の店舗、地区の区長さんに依頼し、子ども達の手作りポスターを貼らせていただいています。町長さんをはじめ、町議会議員さん、民生委員さん、小中学校の先生、歴代会長さん、OBさんにご案内を配布し活動に協力していただいております。また、保育園・ひだまりの家への訪問、ご案内とプレゼントを届け、一緒に過ごさせていただいております。学童の新入所案内を小学校の就学時検診(10月)入学説明会(2月)の折り、時間を頂いて、学童について説明をしています。今年は、小学校全校に学童の案内のちらしの配布をいたしました。子ども達が自ら地域に出ていき、公園で遊んだり、おやつを買いに出かけたりしています。キャンプ・合宿・昼食作り、おやつ作り等の食材の買い物には、近隣の店舗を利用させて頂いています。また、図書館・ホールをお借りし、人形劇等、芸術鑑賞を行っています。昨年は、須賀小の児童にも声をかけ、一緒に影絵劇を楽しむことができました。